

農業者・農業者団体等に対する主な補助事業（機械・施設の導入関係）

令和8年4月現在

	支援の内容	事業名	対象者	成果目標	補助率	補助金上限額	採否方法	備考	
1	農業用機械・施設の導入 (50万円以上)	担い手確保・経営強化支援事業【国】※補正予算	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	経営面積の拡大、付加価値額※の拡大など ※[収入総額－費用総額＋人件費]	1/2	法人 3,000万円 個人 1,500万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	・国の補正予算による事業のため、実施されない場合あり ・補助金額と同額以上の融資活用が必要 ・ポイントが採択基準に満たないなど要望を受付できない場合あり	
		地域農業構造転換支援事業【国】 新規就農者チャレンジ事業【国】	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	経営面積の拡大、付加価値額の拡大など	3/10	法人 3,000万円 個人 1,500万円	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	・新規就農者チャレンジ事業は、認定新規就農者（64歳以下）対象。経営開始資金等を支給中は同時利用不可	
		農地利用効率化等支援交付金【国】	地域計画のうち目標地図に位置付けられた者	経営面積の拡大、付加価値額の拡大など	3/10	300万円(目標年度の経営面積が基準以上の場合600万円)	申請者の取組をポイント化し、上位から採択	・補助金額と同額以上の融資活用が必要 ・地域ごとの申請となるため、要望者全員を受付けない場合あり	
2		産地生産基盤パワーアップ事業【国】	産地パワーアップ計画（品目ごと）に参加する農業者、農業者団体など	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	なし	産地パワーアップ計画の成果目標の度合いと目標達成の実現性を総合的に判断	・「産地」形成の基準として、品目ごとの面積要件あり ・産地パワーアップ計画の成果目標を産地」として達成する必要あり	
4	農業用機械・施設の導入など (20万円以上)	未来を育む農業担い手育成支援事業【県、市】	農業者団体、農業法人など	(1)販売金額又は農業所得の15%以上の拡大など (2)新規就農者数の増加など	3/10	240万円	別に定めるポイント制による審査	・補助率内訳 県2/10、市1/10	
			就農から10年目以内かつ販売金額1,000万円未満	販売金額又は農業所得の15%以上の拡大	1/2	250万円	別に定める支援の優先度に基づく審査	・補助率内訳 県1/3、市1/6	
			女性や障がい者が働きやすい労働環境づくりに取り組む農業者、農業者団体など	女性や障がい者の農業従事者数の増加など	1/2	100万円	プロジェクト計画審査会による審査		
	農業用機械・作業小屋の修繕など		就農から10年以内の新規就農者（認定新規就農者以外）	概ね5年以内の経営継承（継承に向けた計画策定）	1/2	100万円	別に定める支援の優先度に基づく審査		
5	農業栽培用ハウス新設整備 (50万円以上)	園芸やまがた産地発展サポート事業【県、市】	認定農業者、農業法人、農業者（販売農家）など	販売金額又は所得額の10%以上の拡大など	1/2	3,000万円	成果目標等をポイント化し、上位から採択	・補助率内訳 県1/3、市1/6	
	サクランボ省力仕立て施設及び一体的に行う雨よけ施設の整備（50万円以上）			1/2	1,000万円 (面積当たりの上限あり)				
	被雇用者の労働環境改善のための設備整備			1/2	150万円				
	保溫性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの導入	園芸ハウス導入緊急支援事業	農業者団体、農業法人など	販売額又は所得額増加	1/3	なし	申請書類等をポイント化し上位から採択	・補助率内訳 県1/3	
6	果樹の産地で推奨する優良品目・品種への改植・新植及び付随する小規模園地整備、施設整備	果樹経営支援対策事業 果樹先導的取組支援事業【国】	支援内容に取組む農業者（生産出荷団体による申請）	生産量又は販売額の増加など	1/2	品目ごとに面積上限あり	申請書類等をポイント化し上位から採択	・改植・新植面積が地続きで概ね2a以上（園地整備等は地続きで概ね10a以上）	
7	鳥獣被害防止のための電気柵又はワイヤーメッシュ柵の設置	有害鳥獣被害推進事業【県、市】	農業者、農業者グループなど	有害鳥獣の侵入による農作物被害の軽減	1/2	200,000円	有害鳥獣の侵入による農作物被害が大きい方を優先	・補助率内訳 県1/4、市1/4	
8	重点作物に関する視察研修支援	重点作物推進事業【市】	農業者（販売農家）	農業所得の向上	農業者団体	4/5	100,000円	先着順 (予算に限りあり)	・重点作物の生産者団体(3名以上の団体)が行う視察研修
	サクランボ・トマトの園芸ハウス改修支援				1/2	100,000円	・サクランボハウスの労力軽減・安全確保を図る軽微な改修 ・トマトハウスの労力軽減・安全確保・長寿命化・高温対策を図る軽微な改修		
	モモの帆柱・校受支柱導入支援				1/2	50,000円/樹体1本	・モモの雪害対策または樹形確立を図る帆柱・校受支柱の導入		
	スイカのかん水・排水対策支援				1/2	100,000円（工事） 40,000円（ポンプ）	・スイカの工事を伴うかん水・排水対策（明きょ・暗きょの設置工事）に要する重機レンタルなど、ポンプ購入		
	サクランボの結実確保対策支援		村山市重点作物 ・サクランボ ・モモ ・スイカ ・トマト	農業者（販売農家）	1/2	2,000円/個	【事後申請】 ・スイカのかん水チューブ等の資材購入		
	サクランボ・トマト・スイカの高温障害対策資材購入支援				1群	3,000円（定額）	【事後申請】 ・結実確保対策のための蜜蜂設置		
	サクランボの雨よけハウスビニール被覆作業委託支援				1/2	30,000円	【事後申請】 ・高温障害対策に要する資材購入（詳細条件あり）		
	モモの交信機乱入購入支援				1/2	50,000円	【事後申請】 ・65歳以上の経営者による被覆作業の委託		
	重点作物の育苗購入支援			1/2	2,500円/袋	【事後申請】 ・交信機乱入（コンフューザー）の購入			
				1/3	サクランボ 1,500円/本 モモ 800円/本 スイカ 80円/本・粒 トマト 80円/本・粒	【事後申請】 ・サクランボは佐藤錦、紅秀峰、やまがた紅王 ほかの購入 ・モモは川中島白桃、あかつき ほかの購入			

留意事項

- ・令和8年4月現在の情報です。今後、事業名称や要件等が変更になる場合があります。また、記載されていない交付条件がある場合があります。
- ・要望調査から採択、交付決定まで時間を要します。機械・施設の導入については、導入を希望する前年度の10月まで農林課にご相談ください。
- ・各事業とも予算に限りがあるため、必ずしも要望が採択されるものではないことをご了承願います。
- ・一部を除き補助事業を活用する際は、交付決定後に契約、購入となりますので、ご注意ください。
- ・補助事業で導入した機械等については、農機具共済等への加入が必要となります。
- ・補助事業の採択後は、計画の成果目標を達成するまで、毎年、状況報告(確定申告関係書類の提出)が必要になります。
- ・上記以外の補助事業もあります。詳しくはご相談ください。

【担当】
村山市 農林課 農業振興係、農政係
Tel. 0237-55-2111（内線251, 252, 254）